

# 議題③

## 相馬港 臨港地区分区の指定案及び 変更について

平成29年6月6日  
福島県土木部港湾課



# 臨港地区及び分区について

## 【臨港地区とは】

水域と一体的に管理運営する必要がある港湾の陸域を、港湾法又は都市計画法（都市計画区域内のみ）に基づいて指定するもの。

## 【分区とは】

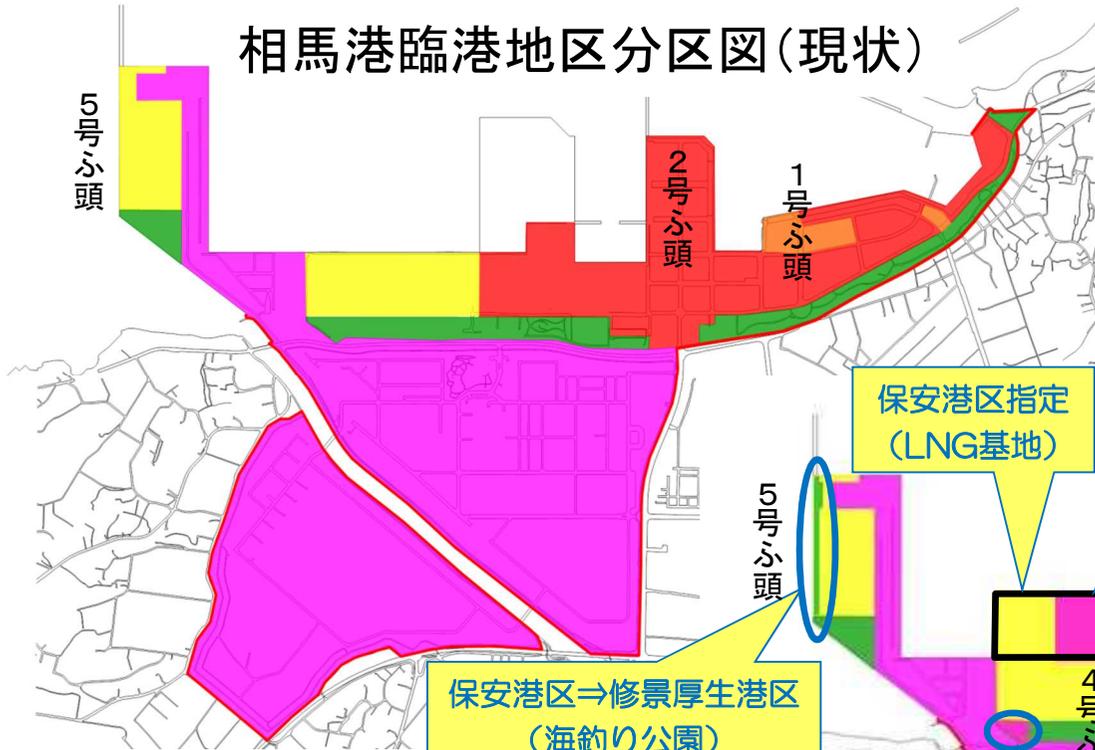
臨港地区内において、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分するもの。

## 【分区の種類】

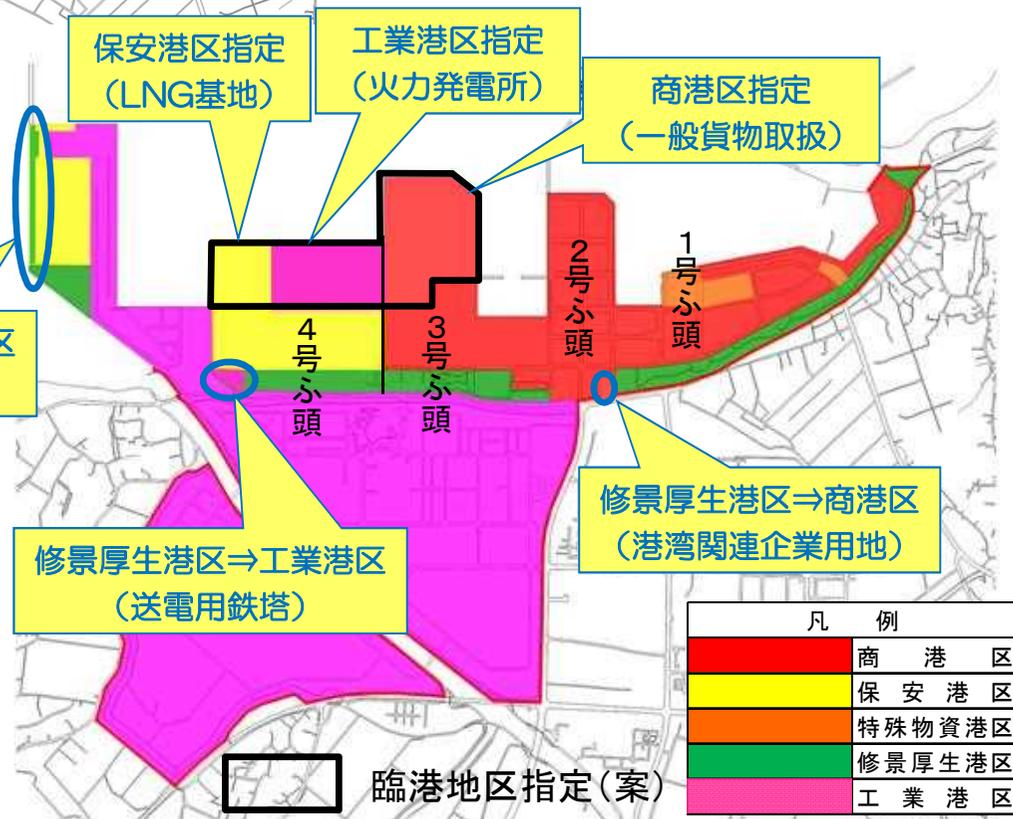
- 商港区（港湾運送事業等の事務所、荷さばき施設など）  
旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- 保安港区（危険物取扱所、危険物取扱業者事務所、消防施設など）  
爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- 特殊物資港区（港湾運送事業等の事務所など）  
石炭、鉱石その他大量バラ積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- 修景厚生港区（港湾その他海事に関する理解増進を図る水族館など）  
その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
- 工業港区（製造工場、工場に付随する研究施設など）  
工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

# 相馬港臨港地区分区の指定案及び変更

相馬港臨港地区分区図(現状)



相馬港臨港地区分区図(変更)



分区	面積 (ha)		
	変更前	変更後	増減
商 港 区	59	74	15
保 安 港 区	25	30	5
特 殊 物 資 港 区	5	5	0
修 景 厚 生 港 区	21	21	▲ 0
工 業 港 区	191	202	11
計	301	331	30

注：端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。